

【保存版】気象警報等の発表に伴う登校・下校基準について

横浜市立領家中学校（令和8年度 改定版）

1. 午前6時時点における気象警報発表時の登校判断

【臨時休校】となる場合	【通常登校】となる場合（原則）
ア. 次の警報のいずれかが午前6時時点で発表継続中の場合： ・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報 ・特別警報・降灰予報（※灰の降る量が多い予報等） イ. 【新制度】警戒レベル4以上の警報が発表された場合： ・「レベル4大雨警報」 ・「レベル4土砂災害警戒情報」 など ※情報名に「レベル4」を含む大雨・洪水・土砂・高潮の警報が発表された場合は、「臨時休校」となります。	ア. 「大雨警報（レベル3）」や「洪水警報（レベル3）」など のみが発表されている場合： 上記の場合は【原則、通常通りの登校】となります。 ※ご家庭での安全判断について： 道路の冠水、通学路の土砂崩れ等があり、物理的に登校が極めて困難、または危険が伴うとご家庭で判断された場合は、無理をせず安全第一で自宅待機してください。 （事前に学校へご連絡いただくことで「出席停止（危険回避）」扱いとなり、欠席日数にはカウントされません）

2. 警報発表エリアについて（重要）

※横浜市は警報発表が「北部」と「南部」に分かれていますが、本校は「北部」（泉区）、「南部」（戸塚区）の両エリアの発表を対象とします。

3. 大地震発生時および南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

地震・臨時情報等の発表状況	学校の対応・登下校の基準
横浜市内のいずれかで「震度5強」以上の大地震が発生した場合	ア. 自宅にいる時：当日および翌日は「臨時休校」になります。 イ. 登下校中： 家に近い場合は安全を確認しながら帰宅し、学校に近い場合は学校に向かいます。 ウ. 在校中：個人調査票（引き取りカード）に記載されている引き取り手の方が迎えに来るまで、「学校留め置き」（安全確保）となります。絶対に生徒のみで下校させません。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合	原則として通常通り登校します。 ※ただし、横浜市教育委員会から「全市一斉休校」等の具体的な指示が出された場合は、その指示に従い「臨時休校」となります。学校からの緊急連絡メール（配信システム等）に常にご留意ください。

4. 保護者の皆様へのお願い

・当日の朝、学校からご家庭への緊急連絡（電話等）は原則行いません。
テレビ・インターネット報道・気象庁ホームページ、すぐる（配信メール）等で最新情報をご確認の上、各ご家庭での登校のご判断をお願いいたします。

・通学路

の危険性や周囲の浸水状況から、登校が危険であると保護者様が判断し、登校を自粛（遅刻・欠席）させた場合：事前に学校へご連絡いただくことで「出席停止（危険回避）」の扱いとなり、欠席とはなりません。常に生徒の安全確保を最優先にしたご対応をお願いいたします。